	実務対応
プロジェクト	**取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**
項目	**報酬費用の測定に用いる公正な評価単価の算定時点**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合（以下、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」という。）の会計処理における、報酬費用の測定に用いる公正な評価単価の算定時点について、再度整理を行ったうえで、再提案を行うことを目的としている。

II. 追加的な分析と再提案

（前回の事務局提案）

2. 前回の実務対応専門委員会及び企業会計基準委員会において、報酬費用の測定に関して、以下の提案を行った。

　報酬費用の測定については、基本的に、ストック・オプション会計基準と同様とする。ただし、公正な評価単価は、ストック・オプション会計基準においては付与日（割当日）[1]現在で算定することとされているが、取締役の報酬等としての株式の無償発行においては以下のとおりとする。

- 事前交付型：「付与日」（割当日）現在で算定する。
- 事後交付型：報酬に関する契約が取締役との間で締結された日を「契約日」として定義したうえで、「契約日」現在で算定する。

（聞かれた意見）

<u>第 130 回実務対応専門委員会で聞かれた意見</u>

3. 事後交付型において、「契約日」を基準日として測定を行う場合、事前交付型につ

[1] ストック・オプション会計基準第 2 項(6)
「付与日」とは、ストック・オプションが付与された日をいう。会社法（平成 17 年法律第 86 号）にいう、募集新株予約権の割当日（会社法第 238 条第 1 項第 4 号）がこれにあたる。

いても取引の流れや考え方は同様であることから、事前交付型においても「付与日」（割当日）ではなく「契約日」を基準日とすべきではないか。

第 434 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 事後交付型において公正な評価単価の計算を契約日時点で行う点について、会社法第 445 条第 1 項に基づき割当日における株価を用いて払込資本の額を算定する実務もあり、どの時点で計算を行うかについて改めて検討していただきたい。

（分析）

5. ストック・オプション会計基準では、公正な評価単価の算定の基準日は付与日とされ、その後は評価単価の見直しは行わないこととされている。したがって、費用の測定は、付与日におけるストック・オプションの公正な評価額で行われる。これは、付与したストック・オプションと提供されたサービスが契約成立の時点において等価で交換されていると考え[2]、また付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないとの考えに基づく[3]。

   ただし、ストック・オプションの場合には、企業と対象者との間で契約が必ずしも締結されるとは限らないことを踏まえ、付与日の定義において「割当日」がこれにあたるとしたものと考えられる。

6. 取締役の報酬等としての株式の無償発行においても、交付する株式とその対価であ

---

[2] ストック・オプション会計基準第 49 項
本会計基準においては、付与したストック・オプションと、これに応じて提供されたサービスとが対価関係にあることが前提とされており、企業の経済合理性を前提とすれば、当該ストック・オプションとサービスとは、契約成立の時点において、等価で交換されていると考えることができる。（後略）

[3] ストック・オプション会計基準第 50 項
ストック・オプションの公正な評価単価は常に変動しているため、その算定の基準日が問題となる。この点については、論点整理の段階で多くのコメントが寄せられたが、ほぼ一致して、付与日を算定の基準日とする見解が支持された。これは、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものとみているためと考えられる。
第 44 項で述べたとおり、ストック・オプションを用いた取引においても、他の対価を用いた取引と同様に等価での交換が前提となっていると考えられる。この等価性の判断において前提となっているストック・オプションの価値は、条件付の契約が締結されたといえる、ストック・オプションの付与日における価値であると考えるのが合理的である。そこで、本会計基準では、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに算定を行うこととした。

る取締役のサービス提供が等価であることが取引の前提となっていると考えられ、その等価であることを表す時点は企業と取締役等が合理的な意思をもって条件付の契約を締結した時点であると考えることが適切であると考えられる。このため、条件付の契約が締結された時点を公正な評価単価の算定基準日とすることが適切と考えられる。

以下、事前交付型と事後交付型それぞれの算定基準日について、ストック・オプション会計基準の定めを踏まえて検討する。

事前交付型

7. 脚注 1 に示したとおり、ストック・オプション会計基準においては、「付与日」を「ストック・オプションが付与された日をいう。会社法（平成 17 年法律第 86 号）にいう、募集新株予約権の割当日（会社法第 238 条第 1 項第 4 号）がこれにあたる。」と定義し、「付与日」（会社法上の割当日）を公正な評価単価の算定基準日としている。第 5 項に示したとおり、割当日としたのは、ストック・オプションにおいては、企業と対象者との間で契約が締結されるとは限らないことを踏まえたものと考えられる。

この点、事前交付型においては、ストック・オプションと異なり、通常は、企業と取締役との間で契約が締結されることが想定され、契約後に割当日があると考えられる。このため、事前交付型においては、付与日を割当日とせず、契約が締結された時点を付与日とし、株式の公正な評価単価の算定基準日とすることが適切であると考えられる。

（事前交付型においては、株式の譲渡制限が課されることや、譲渡制限が解除されない場合は無償取得されることなど、契約に基づく制限を取締役等に課すことが前提となっていることから、ストック・オプションと異なり、通常は、企業と取締役等との間で契約が締結されるものと考えられる。）

事後交付型

8. 事後交付型においては、第 4 項の聞かれた意見にあるとおり、権利確定後の「割当日」において株式の公正な評価単価の算定基準日とする実務も見受けられるようであるが、第 6 項に記載したとおり、条件付の契約が締結された時点を公正な評価単価の算定基準日とすることが適切と考えられる。よって、事前交付型と同様に、契約が締結された時点を付与日とし、株式の公正な評価単価の算定基準日とすることが適切であると考えられる。

（事前交付型と同様に、通常は、企業と取締役等との間で契約が締結されるものと考えられる。）

（事務局の提案）

9. 事前交付型と事後交付型いずれも、契約日を付与日とし、株式の公正な評価単価の算定の基準日とすることとしてはどうか。

ディスカッション･ポイント
報酬費用の測定に用いる公正な評価単価の算定時点についての事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以　上